

平成19年度 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科
法曹実務専攻(法科大学院)

法学既修者認定試験問題
入学試験(B日程) 第2次選抜(論述試験) 問題
(問題は共通です)

憲 法

配点 100点

時間 90分

※ 試験開始の合図があるまで、
この問題冊子の中を見ないこと。

以下の2問とも解答せよ。

（配点：両問とも50点）

問題1

国民の一人ひとりの氏名・生年月日・性別・住所のいわゆる基本4情報を各人の固有番号としての10桁の住民票コードとともに、本人確認のための情報として、新たに設けられた国の全国情報センターで一元的に管理する情報ネットワークシステムが創設された場合の憲法上の問題点について論じなさい。

但し、このシステムは、以下の条件の下で、運用されるものとする。

- ① 当該全国情報センターからは、これら本人確認情報を全国規模のコンピュータ・ネットワークを通じて、法律・条例で限定列挙された行政事務に関してのみ、国及び自治体の求めに応じて、当該本人確認情報が提供されることになっている。
- ② 本人確認情報については、本システム運営主体及び当該情報の受領者には守秘義務が課されることになっており、本人に対しては開示・訂正請求権が認められている。
- ③ なお、このシステムは公的部門において用いられるもので、私人に対する情報提供は禁止されている。また、私人間の契約等において相手方に対して住民票コードを提示あるいは記載するよう要求する行為も禁止されている。

問題2

以下のような見解は妥当であるか、裁判例に触れつつ、論ぜよ。

「一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成している国公立大学における単位認定については、司法審査は及ばない。これは、私立大学についても同じである。結局、その組織・団体が公的なものか私的なものかにかかわらず、いわゆる部分社会の法理は妥当する。そこで、地方議会の行う懲罰の適否や、政党の行う除名処分の適否、宗教教義の解釈について裁判所が判断することは、憲法上許されない。」